

議案第 4 6 号

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例（平成 2 0 年前橋市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 1 0 5 号を第 1 0 7 号とし、第 1 0 4 号を第 1 0 6 号とし、第 1 0 3 号を第 1 0 5 号とし、第 1 0 2 号の次に次の 2 号を加える。

(103) 農林水産物及び食品 の輸出の促進に関する法 律（令和元年法律第 5 7 号）第 1 5 条第 2 項の規 定による輸出証明書の発 行	輸出証明書発 行手数料	1 件につき 8 7 0 円
(104) 農林水産物及び食品 の輸出の促進に関する法 律第 1 7 条第 2 項の規定 による適合施設の認定の 申請に対する審査	適合施設認定 審査手数料	ア 現地において調査を行う場合 1 件につき 2 0 , 9 0 0 円 イ ア以外の場合 1 件につき 1 0 , 4 0 0 円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。